

# 新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン

対象：楡形総合公園 日世 南アルプスタジアム（陸上競技場）

## 1 【 3密の回避 】

### (1) 人と人の距離の確保（「密接」の回避）

- ① 原則として人との距離を最低 2mは確保する。
- ② 原則として運動時は呼気の影響を避ける位置取りをする。
- ③ 団体の受付は、代表者 1 名により行うこととする。
- ④ 近距離での会話や発声を避けるため、ベンチ等の共用スペースの滞留を禁止する。
- ⑤ 休憩の際は、他の人との間隔を 2m以上確保する。
- ⑥ 施設内は、右側通行とする。
- ⑦ 原則として接触スポーツは制限する。

### (2) 施設内の混雑の緩和（「密集」の回避）

- ① 競技場内には、選手及びチーム関係者以外の立ち入りを禁止する。
- ② 原則として、応援スタンドの使用を禁止する。使用する際は、主催者の責務でソーシャルディスタンスを保つなど密集の回避を徹底する。
- ③ 競技場内に限らず、公園内でも、集合、ミーティングなどは極力行わず、密接、密集を回避する。また、利用が済んだ後は速やかに帰宅する。

### (3) 換気設備の設置等（「密閉」の回避）

一人あたりの必要換気量を確保する。換気設備のある施設については換気設備を常時可動し、必要換気量が確保できない場合は、30分に1回以上、5分程度、2方向の窓を全開にして、必要換気量を確保する。

## 2 【 その他の感染防止対策 】

### (1) マスクの着用

職員はマスク着用を遵守するとともに、利用者にマスク着用の協力をお願いする。受付時や着替え時等のスポーツを行っていない際や会話をする際にはマスクを着用し、運動中マスクを外す場合は、適切な距離をとるようにする。

### (2) 手洗い・手指消毒

- ① 消毒液を入口に設置し、職員は定期的に、利用者は入場前に手指消毒をする。
- ② 手洗いは30秒以上行う。
- ③ 職員及び利用者は、こまめな手洗い、アルコール等による手指消毒を実施する。

### (3) 体調チェック

- ① 職員は、出勤前に検温し、また、業務開始前にも体調確認を行う。発熱や軽度であっても風邪症状、嘔吐、下痢等の症状があれば、出勤を停止する。
- ② 利用者は、利用前に利用者名簿に入場時間、氏名、住所、連絡先を記入する。  
また、検温、体調良否チェックを行い、誓約書に同意する。
- ③ 職員及び利用者は、利用前2週間における、つぎの事項の有無を確認し、該当する場合は、利用停止とし、帰宅する。
  - ア 体調が良くない場合。発熱（37.5℃以上）や軽度であっても風邪症状、嘔吐、下痢、咳、咽頭痛などの症状がある場合。
  - イ だるさ（倦怠感）、息苦しさ。（呼吸困難）
  - ウ 嗅覚や味覚の異常。
  - エ 体が重く感じる、疲れやすい等。
  - オ 新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触の有無。
  - カ 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合。
  - キ 過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合。
- ④ 施設利用終了後2週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、施設管理者に対して速やかに濃厚接触者の有無等について報告すること。

### (4) トイレの衛生管理

- ① 不特定多数が接触する場所（便座、スイッチ、洗浄レバー等）は、管理者が定期的に清拭消毒を行う。
- ② トイレの蓋を閉めて汚物を流すようにする。
- ③ 複数ある小便器は、1つおきに使用する。

### (5) 供用する際のリスク軽減

- ① ベンチ等の供用スペースの滞留を禁止する。
- ② 供用する備品等は、定期的に消毒を行う。
- ③ 清拭消毒が難しい備品等については、貸出を行わない。
- ④ ハンドドライヤー、共通のタオルの使用を禁止する。
- ⑤ 更衣室、医務室、会議室、役員室、記録室などの部屋の利用を制限する。

### (6) 清掃・消毒

- ① 他人と共用する物品や複数の人の手が触れる場所を消毒用アルコールや市販の界面活性剤含有の洗浄剤、漂白剤を用いて定期的に清拭消毒する。  
(椅子、机、スイッチ、ドアノブ、手すり、蛇口等)
- ② 競技備品を使用する際は、消毒液を持参し、定期的に清拭消毒する。
- ③ 鼻水や唾液等が付いたゴミは、ビニール袋に密閉し処理をする。
- ④ ゴミを回収する際はマスクや手袋を着用し、脱いだ後は石鹸で手を洗う。  
利用者または使用団体が出したゴミは出した者の責任で持ち帰る。

### 3 【 施設ごとの注意点等 】

- (1) 競技別ガイドラインについて  
体育協会発行のガイドラインに加え、競技別に発行しているガイドラインを遵守し利用する。
- (2) 開放日時について
  - ① 午前9時から午後5時とする。
  - ② 月曜日は定休とする。(祝日の場合は営業)
  - ③ 9月第3金曜日までの平日は19時まで時間延長営業を行う。
  - ④ 早朝の開放はその都度協議する。
- (3) 利用について
  - ① 利用できる者を次のように制限をする。
    - ア 山梨県内在住の者。
    - イ アに掲げるもののほか、体育協会があらかじめ南アルプス市都市計画課の承認を得て適当と認めた団体
  - ② 大会またはイベント等で利用する際は、代表者が利用前に入場時間、氏名、住所、連絡先を記入する。また、検温、体調良否チェックを行い、誓約書に同意する。その他の利用者(応援スタンド利用者も含む)に関しては、名簿(氏名、住所、連絡先、体温、体調良否チェック)を作成し、利用後2週間保管する。体育協会より提出の指示があった場合、速やかに提出する。
  - ③ 更衣室利用の際は、同時利用人数の限度を3名とする。ロッカーの使用は禁止とする。また、密閉を回避するため、換気設備を可動する。
  - ④ 部屋を利用する際は、密閉を回避するため、換気設備を可動し、窓を全開にする。
- (4) チェックリストの作成・確認  
管理者は新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドラインに基づき、利用者名簿及びチェックリストを作成・保存し、市または保健所等から要請があればすぐ提出する。
- (6) 新型コロナウイルス感染拡大防止ガイドライン  
新型コロナウイルス感染拡大防止ガイドラインの内容が、状況の変化に応じて変更した場合、管理者は、速やかに利用者に告知する。

令和2年7月10日更新。

# 誓約書

(公財)南アルプス市体育協会 様

貴団体の管理施設使用許可申請をいたしますが、使用に際しましては、次の事項を遵守することを誓約いたします。

- 1 市条例、「新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」及び令和2年5月14日付けスポーツ庁発行の「社会体育施設の再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」を遵守します。
- 2 利用前に、利用者名簿に入場時間、氏名、住所、連絡先を記入します。  
また、検温、体調良否チェックを行い、誓約書に同意します。
- 3 利用者の中から、施設利用終了後2週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、施設管理者に対して速やかに濃厚接触者の有無等について報告します。

[参考ホームページ]

スポーツ庁ホームページ

(スポーツ関係の新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドラインについて)

[https://www.mext.go.jp/sports/b\\_menu/sports/mcatetop01/list/detail/jsa\\_00021.html](https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop01/list/detail/jsa_00021.html)

南アルプス市体育協会ホームページ

<http://www.minami-alps-sports.or.jp/>